

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
磐梯町	布藤地区	令和4年3月27日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	60ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	57ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	
注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。	
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。	
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。	
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。	

2 対象地区の課題

・後継者不足による農業者の減少と高齢化により、1経営体の経営規模は縮小することで、耕作放棄地が増加する。 ・集落内の農地は、湿田が非常に多い等、耕作条件が悪く作業負担が大きい割には、地域的に収益性が見込めない。また、園芸作物に取り組む場合、湿田である排水対策が非常に困難等の理由により借手がない。 ・農繁期は農業用水の不足により効率的に作業が行えない。 ・有害鳥獣による被害が拡大し、生産意欲が低下することにより、耕作放棄地の増加が懸念される。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者が担っていくほか、入作を希望する農業者や認定新規就農者の受入れを促進して対応していく。 ・水田以外の高収益作物の導入を検討し、地域の女性や若者が営農に参加しやすい組織体制を構築して雇用創出による所得率の向上と生産コスト低減等により、担い手の負担軽減と継続可能な農業生産の向上を図る。 ・中間管理機構を活用することで農地の集約を図り、支援制度を活用する。 ・水稻を中心とした農作業の作業受託を進め、作業の効率化とコストの低減を目指す。 ・新規就農者や地域を担う営農者を育てるための体制作りを検討し、誰もが参入しやすい環境をつくる。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 集落内の農地貸付け等の意向は、毎年プランの更新時に所有者の意向を確認していく。
農地中間管理機構の活用方針 農業委員会の利用権設定の更新時期等に合わせ農地中間管理機構利用への移行を推進していく。
基盤整備への取組方針 担い手の生産性の向上を図るため、スマート農業の導入や農地集積・集約化を図り、作業の省力化を目標に圃場整備事業に取り組んでいく。
貸付・リタイア後の農地管理について 農業をリタイアした後も、出来る範囲で集落の共同作業等に合わせ、担い手に対する労働力の協力や新規農業者への栽培指導をお願いする。
鳥獣被害防止対策の取組方針 集落内では、クマ・イノシシによる被害が増加していることから、朝・夕の農作業時における農業者の安全確保と農作物を守り所得を確保するため、各戸、補助事業を利用して集落内での獣害被害ゼロを目標に電気柵の設置を推進するとともに設置範囲が広範囲となる場合は、共同作業により実施する。
新規就農者等の確保 担い手の確保に向けて、新規就農者等の受け入れ相談があった際には、集落で技術指導や作業支援を行うなど、受入れる就農環境を整備する。